◎新潟県告示第800号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年7月17日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

70 E						
理事	新発目	日市上内竹438番地	仲川 重平			
			(理事長)			
IJ	"	諏訪町3丁目6番19号	長谷川堅司			
<i>]]</i>	"	五十公野5140番地	平野 眞市			
IJ	"	下新保404番地3	内田 信雄			
IJ	"	五十公野4090番地	小谷野勝博			
監事	新発日	日市下内竹449番地	加藤 研一			
IJ	"	五十公野4093番地	川瀬 孝男			
就任年月日 平成30年7月1日						

2 退 任

理事	新発品	田市上内竹438番地	仲川 重平
			(理事長)
"	IJ	諏訪町3丁目6番19号	長谷川堅司
IJ	"	五十公野1928番地甲	齋藤 常雄
"	IJ	古寺99番地	藤間 信孝
"	IJ	五十公野5140番地	平野 眞市
監事 新発田市五十公野4904番地5			髙橋 寅男
"	IJ	下内竹449番地	加藤 研一
退任年月日		平成30年6月30日	